

香川西部支援学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」が平成２５年９月２８日に施行、平成２９年３月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」改訂され、平成２９年６月に「香川県いじめ防止基本方針」が改訂されたのに伴い、これらの趣旨を踏まえ、香川西部支援学校いじめ防止本方針を定める。

（１）いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットなどを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

（２）いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめは重大な人権侵害であり、人間として絶対許されないことである。こうした認識に立ち、いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであるととらえ、早期発見に努めると共に、迅速な解決に向けて有効な対策を進める。

- ①いじめの防止に向けて、教職員相互の情報を共有し、「連絡帳」を活用した保護者との連携の強化。
- ②「いじめは、決して許されない」ことの理解を促し、自分たちの問題として考える指導の徹底。
- ③いじめではないかとの疑いをもって、児童生徒の変化を見逃さないようにし、積極的ないじめの早期発見。
- ④いじめを受けた児童生徒を守り通し、いじめを行った児童生徒には毅然とした指導を行う迅速な対応。
- ⑤教職員の資質能力の向上と専門的知識を有する者の派遣・活用。
- ⑥家庭や地域社会、関係機関との連携。

（３）いじめ防止対策の体制整備

①「いじめの相談は、身近な人や多様な相談窓口」の利用

いじめは早期発見、早期対応が重要である。児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるため、教員と児童生徒との日々の学校生活についてやりとりをする「連絡帳」を活用して、日々の学校生活や友人関係等を把握する。

②「いじめ防止対策委員会」の設置

**委員：校長、教頭、部主事、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、
他に必要に応じて校長が認める職員**

いじめの防止及び早期対応、解決に組織的に取り組むことを目的とする。

なお、本委員会はいじめ防止のための児童生徒への啓発活動、いじめに関するアンケート調査の分析、いじめ防止に向けた保護者との連携等の企画、運営も担当するものとする。

③いじめの発見、通報を受けたときの組織的な対応。

- ア 発見、通報を受けた場合、被害児童生徒及び通報してきた児童生徒の安全を最優先に考え、安全を確保するよう組織的に対応する。
- イ 関係児童生徒や教職員から事情を聴き取るなどして、速やかに事実関係を確認する。

- ・誰が誰をいじめているのか？【加害者、被害者の確認】
- ・いつ、どこで起こったのか？【時間、場所の確認】
- ・いじめの内容は？どんな被害を受けたか？【内容の確認】
- ・いじめのきっかけは何か？【背景、要因の確認】
- ・いつ頃から、どのくらい続いているのか？【期間の確認】

ウ いじめ防止対策委員会において情報を共有し、関係する児童生徒の保護者に連絡すると共に、特に重大事案と判断した場合は県教育委員会に報告する。また、犯罪行為に当たる、もしくは疑われる場合は警察に通報し、適切に対処する。

エ いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、当該児童生徒に寄り添い、支える体制を速やかに整える。また、安心して学習活動に取り組めるような教育環境を整備する。

オ いじめを行った児童生徒に対しては相手の心の痛みを理解し、反省の気持ちをもてるように毅然とした態度で指導する。また、当該児童生徒の保護者に十分説明し、協力を求め継続した指導を行う。

カ 必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用する。

キ いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

④児童生徒・保護者、関係機関等への説明

本校のいじめ防止基本方針をホームページに掲載して、内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時・各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明する。

⑤学校評価による検証改善

本校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて、取組の改善を図る。